

## 著作権について

フリースタイルチーム・チーム（初級・中級・上級）共通

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

音楽著作権使用許諾のある曲以外（自作曲を除く）は使用できません

### I 音楽著作権使用許諾の申請

- 1 使用曲には音楽著作権使用許諾の申請が必要です。
  - ① 使用曲の音源（全曲）については、各団体の責任において直接版權を持っている出版元に音楽使用許諾を行ってください。
  - ② 許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意してください。
  - ③ 自作曲の場合は、適用除外となります。

尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC（日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。（使用料等の金額並びに支払方法を提示される事があります。）

大会で使用した曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

### II 大会参加手続に関する提出書類

- 1 「音楽著作権使用許諾確認書」の提出
  - ① 使用許諾の状況により、下記の添付書類の提出が必要です。

#### ① 条件なしで許諾された

○ 版元より出される確認書の写しまたは各団体で作成した確認書を添付

#### ② 条件ありで許諾された（無料）

○ 版元より出される許諾を証明する書類の写しを添付

#### ③ 条件ありで許諾された（有料）

○ 版元より出される許諾を証明する書類の写し及び領収書・振込控等（コピー可）を添付すること

#### ④ 許諾の必要がない（自作曲等）

○ 書類添付の必要なし

尚、「各団体で作成した確認書」又は「版權を所有している団体で公式の許諾用書式がない場合」には以下を明記の上作成し提出してください。

- ① 版權所有の正式団体名
- ② 住所
- ③ 電話番号／メールアドレス
- ④ 担当者名
- ⑤ 許諾に関する対応をされた期日

\* 著作権に関する書類（添付書類を含む）の提出は事前郵送です。

録音利用明細書